

佐賀県訓令甲第四号

健康福祉本部

各保健福祉事務所

各保健所

保健福祉事務所処務規程（平成十八年佐賀県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

第二条第一項第七十五号の次に次の一号を加える。

百七十五の二 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第二十条第三項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。

第二条第一項第二百五十三号中「第二十九条」を「第五十四条」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。